

意見陳述書

平成29年7月10日

原告ら訴訟代理人弁護士 魚住昭三

1. 覚書違反

(1) 長崎県は、1962年(昭和37年)、川棚町と地元は無断で、ダム建設を目的として現地調査と測量を行いました。地元住民は直ちに町に抗議し、町もこれを受けて県に抗議し、調査は中止されました。1971年、長崎県は地元川棚町に石木ダム建設のための予備調査を依頼し、説明会が開かれました。

その際、長崎県は、東彼杵郡川棚町長が立会人として、1972年(昭和47年)7月29日に、地元住民代表との間で、「建設の必要性が生じたときは、改めて甲(地元住民)と協議の上、書面による同意を受けた後着手する」との内容を有する、「石木川の河川開発調査に関する覚書」(以下、「本件覚書」という。)を締結しました。

長崎県は、本件覚書が締結されてやっと、ダム建設予定地内十数カ所のボーリング調査、横坑調査、地震探査などが地元住民との衝突もなく実施が可能となりました。

この時、本件覚書の外にも、立会人である川棚町長と地元3部落の総代間で本件覚書の内容を確認する覚書も作成されました。

(2) このような作成経緯からすれば、本件覚書は、地元住民の激しい反対運動の中、長崎県が石木ダム事業の調査を進めるために、地元住民の調査に対する同意を得る目的で締結されたものです。それ故、本件覚書では、調査の方法、その結果の公表及び建設着工について具体的な定めがなされたのです。本件覚書

は、地元3部落の住民を代表する各総代と、長崎県知事との対立する意思表示が合致したものです。したがって、本件覚書作成の経緯及びその記載内容の明確性・具体性からして、本件覚書は、地元3部落と長崎県との間で、石木ダム事業の調査は地元住民の書面による同意の下で行われるべきとの法的拘束力を持たせる意思を持って締結された契約と見るべきです。

(3) ところが、2009年(平成21年)、長崎県は、地元住民と協議を経ることなく、書面による同意を受けずに、水没予定地に、いまだ十三世帯が残ることを決意して生活している事実を無視し、客観的に合理的な説明を求めてダム建設に反対を続ける地元住民である地権者の土地等を強制収用するため、国に対して土地収用法に基づく事業認定申請を行い、2013年(平成25年)9月6日付けで事業認定がなされたのです。

(4) したがって、長崎県の行為は、法的拘束力を周する本件覚書に違反したもので違法な行為というべきです。

2. 立憲民主主義の観点

(1) 日本国憲法は、現代憲法の原則に則り、権力の濫用を抑制し、「すべて国民は、個人として尊重される」と個人の尊厳(憲法13条)を権力の横暴から守ることを目的として、主権が国民に存することを宣言し(憲法前文第1項)、この憲法が民主主義の原理に基づくものであることを確認しています。

すなわち、日本国憲法がとる民主主義は、多数決で決定することに無限定の価値を認める絶対多数決民主主義ではなく、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利(基本的人権)があることを認め、政治の決定過程においては、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利(基本的人権)を十全に保障する観点から、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないという立憲民主主義を宣言しているものと解すべきです。

(2) この立憲民主主義の観点からすれば、憲法 29 条 1 項における財産権の保障に関しても、法律によれば自由に決定できるものではなく（同条 2 項）、私有財産を公共のために用ひる場合（同条 3 項）でも、すなわち私有財産を強制収用することを認める強制収用制度の手続きにおいても、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないのです。

そして、個人の尊厳を明記する憲法 13 条の下では、私有財産を強制収用する場合、そこで問題とすべき権利ないし利益とは、収用される当該私有財産に止まらず、当該私人の生活から存在までを支えている生活基盤ないし社会的ネットワークという権利ないし利益をも含むものでなければなりません。

(3) そして、公共事業が必要とされる場合には、当事者として不利益を受ける住民には起業者から十分な資料に基づき客観的に合理的な説明を求めることができることが保障されなければなりません。その様な手続きを経ない限り、自分の意に反する不利益を負わされてはならないのです。当事者として不利益を受けるべき住民は、起業者から、起業者の主観的に合理的な説明を受ければ足りるとはならないのです。これが、日本国憲法下の民主主義の内容です。

4. まとめ

石木ダム事業においては、当事者たる地権者の書面による同意を得ることなく、地権者の意向を無視して事業が進んできました。そして、地権者が十分な資料に基づき客観的に合理的な問題提議をしているにもかかわらず、起業者である長崎県は、議論を尽くさず強制収用をしようとしているのです。この様に、客観的に合理的な必要性も説明せず、強制的に当事者たる住民個人の私有財産、生活の基盤を侵害することは、日本国憲法によって立つ立憲民主主義にも反する違憲な行為というしかないのです。

以上